

長浜市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 広告物及び掲出物件の規制（第4条—第24条）
- 第3章 広告物協定（第25条）
- 第4章 雑則（第26条—第33条）
- 第5章 罰則（第34条・第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行うことを目的とする。

（広告物のあり方）

第2条 広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、本市の個性ある美しい景観の形成に寄与するものでなければならない。

（定義）

第3条 この条例において広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

第2章 広告物及び掲出物件の規制

（禁止広告物等）

第4条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- （1）著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- （2）著しく破損し、又は老朽したもの
- （3）倒壊又は落下のおそれがあるもの
- （4）信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- （5）道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1）橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - （2）公用又は公共用の石垣、よう壁の類
 - （3）街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹
 - （4）信号機、道路標識及び歩道さく、駒止めの類並びに里程標の類
 - （5）消火栓、防火水槽及びその防護さく、火災報知機並びに火の見やぐら
 - （6）郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所及び路上変電塔
 - （7）送電塔、送受信塔及び照明塔
 - （8）煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンクの類
 - （9）神仏像、銅像及び記念碑の類
 - （10）景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- 3 電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものを表示してはならない。

(地域区分)

第6条 地域の特性に応じた規制を図るため、市域を第1種地域(琵琶湖・余呉湖ゾーン)から第6種地域(その他)までに区分する。

2 第1種地域(琵琶湖・余呉湖ゾーン)は、次に掲げる区域とする。

(1) 長浜市景観まちづくり計画(以下「景観計画」という。)に定める琵琶湖沿岸景観形成重点区域

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が良好な景観又は風致を維持するため特に必要があると認めて指定する区域

3 第2種地域(歴史・風致ゾーン)は、次に掲げる地域、区域又は場所のうち、第1種地域を除いた区域とする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び風致地区

(2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち市長が特に指定する区域

(4) 滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域のうち市長が特に指定する区域

(5) 長浜市文化財保護条例(平成18年長浜市条例第205号)第5条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が特に指定する区域

(6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち市長が特に指定する区域

(7) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章及び第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(市長が指定する区域を除く。)

(8) 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第11条の規定により指定された滋賀県自然環境保全地域(市長が指定する区域を除く。)

(9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域

(10) 古墳及び墓地

(11) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条各号に規定する公園又は緑地の区域

(12) 鉄道、軌道、索道及び道路のうち市長が特に指定する区間並びにこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域

4 第3種地域(まちなか文化ゾーン)は、景観計画に定める特定景観形成重点区域のうち、第1種地域及び第2種地域を除いた区域とする。

5 第4種地域(沿道田園ゾーン)は、次に掲げる区域のうち、第1種地域から第3種地域までの区域を除いた区域とする。

(1) 景観計画に定める姉川河川景観形成重点区域及び国道365号沿道景観形成重点区域

(2) 鉄道、軌道、索道及び市長が指定する道路並びにこれらに接続する地域のうち市長が特に指定する区域

6 第5種地域(沿道商業ゾーン)は、道路のうち市長が特に指定する区間及びこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域とする。ただし、第1種地域から第4種地域までの区域を除いた区域とする。

7 第6種地域(その他)は、第1種地域から第5種地域までの区域を除いた区域とする。

(許可)

第7条 本市において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
 - (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
 - (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件
 - (4) 第5条第1項第10号に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
 - (5) 第5条第1項第7号及び第8号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 前号に掲げるもののほか、第5条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (7) 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項第8号に掲げる物件に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
 - (8) 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物又はその掲出物件
 - (4) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物又はその掲出物件
 - (5) 建設工事について表示される広告物若しくはその掲出物件で当該工事期間中に表示されるもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
 - (6) 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示する広告物
 - (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
 - (8) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙若しくははり札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件で、規則に定める基準に適合するもの
 - (9) 表示又は設置の日から14日以内に自ら除去する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示する広告物又はその掲出物件
- 3 国又は地方公共団体が表示する広告物又はその掲出物件(前2項の規定の適用を受けるものを除く。)については、第5条及び前条の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体は、当該広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。
- 4 市長が別に定める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物又はその掲出物件(第1項又は第2項の規定の適用を受けるものを除く。)については、第5条及び前条の規定は、適用しない。この場合において、当該公共的団体は、当該広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- (許可の申請)
- 第9条** 第7条の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 許可を受けようとする者の住所及び氏名(法人にあつては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
 - (2) 広告物又は掲出物件を管理する者(以下「管理者」という。)の住所及び氏名(法人にあつては、その事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名。第13条第1項第2号において同じ。)
 - (3) その他規則で定める事項

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合の管理者は、滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（許可の条件及び期間）

第10条 市長は、第7条の規定による許可をする場合においては、許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可期間は、3年を超えることができない。ただし、優良意匠屋外広告物の許可期間は、6年以内で規則で定める期間とする。

（許可の基準）

第11条 第7条の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、第6条に規定する地域区分ごとに規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、良好な景観の形成に資するものであると認められ、又は特にやむを得ないと認められるときは、長浜市景観条例（平成20年長浜市条例第4号）第45条に規定する長浜市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴いて許可することができる。

（変更届）

第12条 第7条の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者（以下「表示者等」という。）は、第9条第1項第1号及び第2号に規定する事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（表示）

第13条 表示者等は、第7条の規定による許可を受けた広告物又は掲出物件（以下「許可広告物等」という。）の見やすい箇所に次に掲げる事項を表示しなければならない。

（1） 許可番号及び許可期間

（2） 管理者の住所及び氏名

2 前項の場合において、許可広告物等に規則で定める許可証票をはりつけたときは、同項の表示を省略することができる。

（変更及び継続の許可）

第14条 表示者等は、許可広告物等について改装（色彩の変更を含む。以下同じ。）又は改造をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装又は改造については、この限りではない。

2 表示者等は、許可期間の満了後継続して当該許可広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の10日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 前項の許可の申請があった場合において、許可期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第2項の許可がされたときは、その許可期間は、従前の許可期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第9条から前条までの規定は、第1項及び第2項の許可について準用する。

（優良意匠屋外広告物の指定）

第15条 市長は、特に優良な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が、本市の良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認める屋外広告物を、優良意匠屋外広告物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した優良意匠屋外広告物が滅失、き損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除することができる。

（管理義務）

第16条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（除却義務）

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、許可期間が満了したとき、第19条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、許可期間が満了した日、第19条の規定により許可が取り消されたことを知った日又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなった日から10日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

2 前項の規定により許可広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第18条 市長は、第4条又は第16条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上を期限を定め、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を命じようとする場合において当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、これらを設置する者又は管理する者は、その期限までに市長に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(許可の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条又は第14条第1項若しくは第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 表示者等が前条の規定による市長の命令に従わず、許可広告物等(第14条第1項又は第2項の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を含む。)が著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して著しく危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき。

(2) 第9条第1項(第14条第5項において準用する場合を含む。)に規定する申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) 表示者等が第10条第1項(第14条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。

(4) 表示者等が第12条(第14条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠ったとき。

(5) 表示者等が第13条(第14条第5項において準用する場合を含む。)の規定による表示をしなかったとき。

(除却命令)

第20条 市長は、第5条、第7条若しくは第17条第1項の規定に違反し、又は第18条第1項の規定による市長の命令に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により表示若しくは設置の停止又は除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(違反広告物である旨の表示等)

第21条 市長は、第18条第1項又は前条の規定により措置を命じた場合において、当該命令を受けた者が期限を経過してもこれに従わないときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示)

第22条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物又は掲出物件(以下「保管広告物等」という。)の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 保管広告物等の種類及び数量
 - (2) 保管広告物等を除却した場所及び日
 - (3) 保管広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 前項の規定による公示の方法は、規則で定める。
- 3 市長は、第1項の規定による公示を行うほか、保管広告物等の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供しなければならない。
- (保管広告物等の売却)

第23条 市長は、保管広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前条第1項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該保管広告物等を返還することができない場合において、当該保管広告物等の価額に比し、その保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、当該保管広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3か月
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件 2週間
- 2 前項の保管広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該保管広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該保管広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。
- 3 第1項の規定による保管広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる保管広告物等については、随意契約により売却することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、保管広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。
- (保管広告物等の返還)

第24条 市長は、保管広告物等（前条第1項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該保管広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第3章 広告物協定

(広告物協定地区)

第25条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、相互に当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
 - (2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
 - (3) 有効期間
 - (4) 違反した場合の措置
 - (5) その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して、技術的な援助をすることができる。
- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

第4章 雑則

(立入検査)

第26条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物若しくは掲出物件の存する土地及び建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(処分、手続等の効力の承継)

第27条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(手数料)

第28条 この条例の規定により許可を受けようとする者は、長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行った政党その他の政治団体が立看板、広告旗、はり紙、はり札若しくはこれらに類する広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置するための許可を受けようとするときは、この限りではない。

(景観審議会への諮問等)

第29条 市長は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第6条の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第8条第1項及び第2項並びに第11条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

2 景観審議会は、広告物に関する事項について、市長に建議することができる。

(告示)

第30条 市長は、第6条の規定による指定をし、又はこれを変更したときは、その内容を告示しなければならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(適用上の注意)

第32条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(市民等の協力)

第33条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市民、事業者その他関係機関に対し協力を求め、景観づくりに関する施策を実施することができる。

第5章 罰則

(罰則)

第34条 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条及び第7条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第14条第1項の規定に違反して許可広告物等を改装し、又は改造した者

(3) 第18条第1項の規定による市長の命令に違反した者

3 第26条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条

の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 県条例第5条及び第6条に規定する地域以外の区域であって、この条例の適用を受ける区域において現に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の施行日から3年以内に第7条の規定による許可を受けなければならない。
- 4 この条例の施行日の前日において、県条例に適合し表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件であって、施行日から、この条例に基づき市長が認める許可の基準に適合しなくなるものについては、施行日から3年間は、第11条の規定にかかわらず、表示又は設置することができる。
- 5 前項の規定による期間が過ぎても、なおこの条例に基づき市長が認める許可の基準に適合していないものについては、この条例に適合させるための改修又は除却に係る計画書が提出され、市長が相当と認めた場合に限り、施行日から最長7年間を限度としてその改修又は除却の履行を猶予する。